

公益社団法人愛媛県理学療法士会 役員選挙規程

第1章 総則

第1条 役員選挙は、定款第23条に基づき、この規定により行う。

第2条 本正会員は選挙権および被選挙権を有し、その他の賛助会員は、選挙権および被選挙権を有しない。

第2章 選挙管理委員会

第3条 定款第22条による役員を選出するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4条 選挙管理委員（以下、「委員」という。）は、理事会において正会員の中から選出する。
2 委員の定員は4名以上6名以下とする。

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員の欠員が生じたときは補充し、その任期は残任期間とする。

第6条 委員長は委員の中より互選する。

第7条 委員長は委員会を代表し、選挙の管理ならびに選挙事務に関する業務を統轄する。なお、必要に応じて理事会に出席することができる。

第8条 委員会は、委員長が召集する。
2 委員会は構成委員の過半数の出席があれば開催できる。
3 委員の代理は認めない。
4 委員は理事を兼ねることができない。
5 委員が立候補、または他の候補者を推薦するときは、別の委員を選出し、委員を辞任しなければならない。
6 委員は選挙運動を行ってはならない。
7 委員は選挙に関して知り得た事項を任期中もしくは退任後も他に漏らしてはならない。

第9条 委員会は、次に掲げる選挙業務とその管理を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 選挙人名簿の作成
- (3) 立候補の受付と公示
- (4) 選挙公報の作成および交付
- (5) 投票用紙の作成および交付
- (6) 投票および開票の管理
- (7) 選挙の管理および公示
- (8) 選挙運動の統轄
- (9) その他、選挙に関する必要事項

第3章 役員候補

第10条 役員選挙は、会員の自由意志、または推薦により立候補できる。

- 2 推薦の場合は、正会員5名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て、推薦者の代表が文書を以て届け出るものとする。ただし、候補者は他の候補者の推薦をしてはならない。
- 3 候補者が定員に満たない場合は、理事会において候補者を推薦しなければならない。

第 11 条 役員に立候補するものは、役職名を所定の期日までに委員会に、文書を以て届けなければならない。

第 4 章 選挙

第 12 条 委員会は投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受けなければならない。立候補締切日は、投票日の 30 日以前とする。なお、郵送による立候補届出の当日消印は有効とする。

第 13 条 委員会は選挙告示前に選挙人名簿を作成し、必要に応じてこれを公示しなければならない。

第 14 条 候補者の告示は、委員会より文書を以て通知する。

2 告示は候補者および推薦者の氏名、ならびに立候補、または推薦の趣旨等とする。

第 15 条 選挙は総会出席者により、次に掲げる方法で行う。

(1) 理事は定員以内連記無記名投票

(2) 監事は定員以内連記無記名投票

第 16 条 投票用紙は委員会が定める用紙を用い、定数以上の数の記載があったものは無効とする。

第 17 条 有効投票は投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。

第 18 条 連記投票の場合は、有効投票数の上位より順次当選を決める。

2 当選と決定する候補者の得票数が同数の時は、決選投票を行う。

第 19 条 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達した候補者を当選とする。

2 各候補者の得票数が有効票数の過半数に達しないときは、上位 2 名により、あるいは同数のときは決選投票を行う。

第 20 条 候補者数が定員の場合、無投票当選し総会で承認する。

第 21 条 開票は選挙毎に行い、委員以外の正会員 2 名の立会人を要する。

2 立会人は委員会が選任する。

第 22 条 委員会は、開票結果、当選者氏名および得票数を公開しなければならない。

第 23 条 会長および副会長は、理事の互選による。

第 24 条 当選者が当選の日から任期開始後 60 日までの間に死亡、退会、もしくは正当の事由で辞任または辞退したときは、次点者を繰り上げ当選者とする。

2 任期開始後 60 日を超えて欠員が生じたときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。

第 25 条 その他の必要事項が生じたとき、委員長は委員会のみならず役員を召集して協議することができる。

第 5 章 補則

第 26 条 この規定に関する必要事項は、委員会において決定する。ただし、各事項に関しては、理事会の承認を得なければならない。

第 27 条 この規定の改廃は理事会の議決を経て、直近の総会に報告しなければならない。

附 則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。